

意見書案第8号

水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 6月14日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 染谷 和博

〃 〃 関戸 勇

〃 〃 細谷 典男

## 水戸地方裁判所土浦支部における労働審判の実施を求める意見書（案）

平成 18 年 4 月から施行された労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度である。労働者側は勿論、紛争を早期に解決したいと考える使用者側にとっても評価が高い制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判の申立件数は増加している。

また、労働審判制度は導入当初、全国の地方裁判所の本庁のみにおいて取り扱われていたが、平成 22 年 4 月の東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部に続き、平成 29 年 4 月より、長野地方裁判所松本支部、静岡地方裁判所浜松支部及び広島地方裁判所福山支部においても取り扱いが開始された。

しかしながら、水戸地方裁判所土浦支部においては、現在のところ労働審判は実施されていない。そのため茨城県南地域の住民や事業者が労働審判を利用するには、本庁がある水戸市まで出向かなければならず、移動のために多大な時間的、経済的な負担を強いられることになる。

そのため、結果として長期間の争いになることの多い通常訴訟を水戸地方裁判所土浦支部に提起したり、あるいは費用対効果の観点から労働審判の利用を諦めざるを得ないケースも生じている。

市民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。

よって、地域における司法の充実を実現するため、下記の事項が速やかに実現されることを強く要望する。

以上のことから、地方自治法第 99 条の規定により、下記の事項について意見書を提出する。

### 記

- 1 水戸地方裁判所土浦支部において、労働審判の取り扱いを開始すること。
- 2 上記のため必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うこと。

令和 3 年 6 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 最高裁判所長官 法務大臣